

学生のための 政策立案コンテスト 2018

困窮家庭の子供を対象とした、
健康格差を解消するための重層的アプローチ

- 政策 1 養育費の支払いに関する条項
- 政策 2 制度周知
- 政策 3 訪問料理推進政策



理想
状態

健康リスクの高い状態に
置かれている人々の健康リスクを改善する

個人の責任に帰せない要因によって、
健康リスクの高い状態に置かれている層の改善

困窮家庭
(低所得片親家庭、最貧困家庭)

子供

ソーシャルキャピタル不足



負の連鎖



ヘルスリテラシー不足

選択不可性、自助不可能性

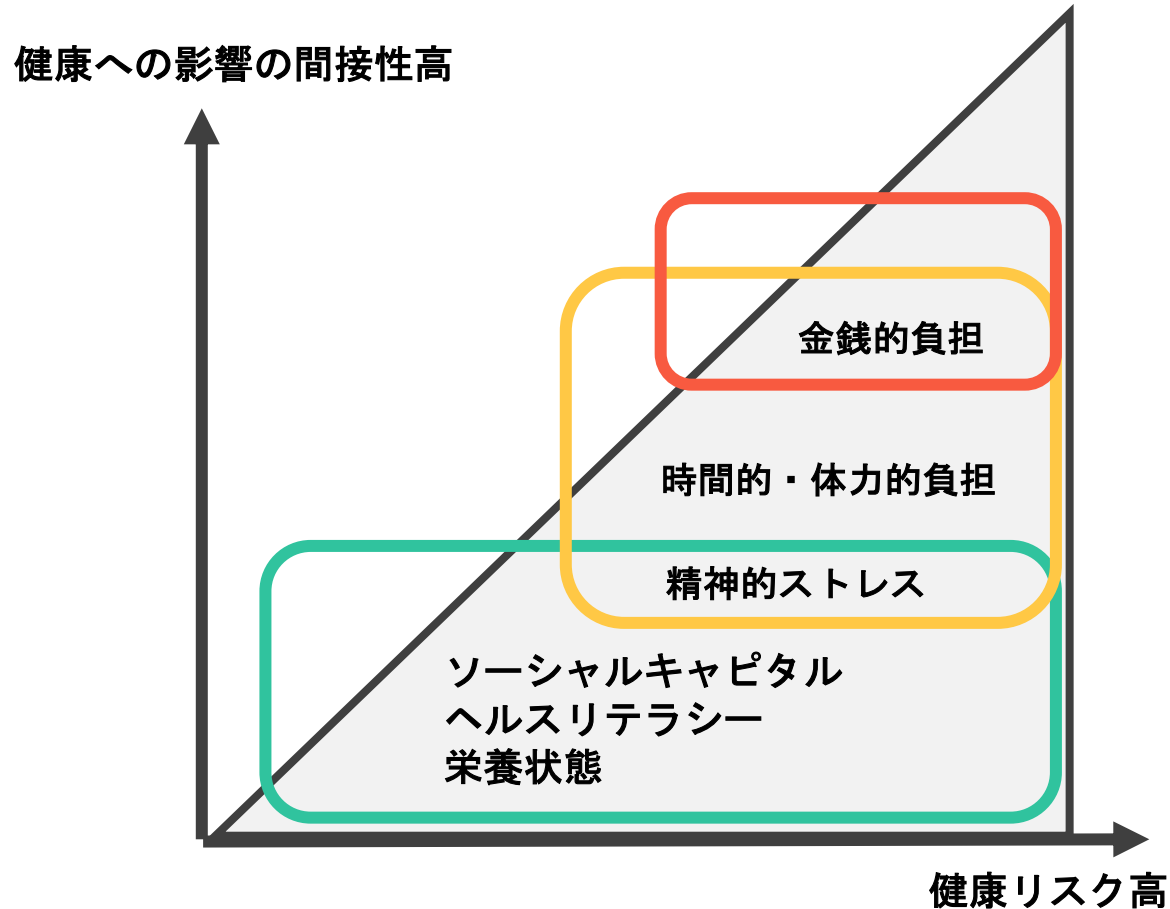
精神的、時間的、経済的
余裕のなさ



対象



困窮家庭の子供



政策1 養育費の支払いに関する条項

対象：離婚したシングルマザー家庭

←本来子供は両親の保護と影響のもとで育てられるものであるが、片親になるとその負担は計り知れない。特に母子家庭は経済的困窮が深刻な問題となっている。よって、父親による子供の養育義務を確実に果たし、収入を安定させることができる。

政策2 制度周知

対象：未婚・離婚のシングルマザー家庭

←上記の離婚したシングルマザーへの支援ではカバーしきれない未婚のシングルマザーに対しても支援が必要である。そしてそれらの支援は資金援助に限らず、就業サポート、子育て相談など様々な要素に対応している。

政策3 訪問料理推進政策

対象：児童扶養手当・就学手当・生活保護を受け取っている家庭

←子供は生まれる家庭を選ぶことはできない。しかし、両親の経済状況によって、健康リスクが高いというものは不条理である。よって、栄養面での健康リスクが高いと思われる貧困家庭の子供を対象とする。

上記の図について：

縦軸は健康への影響の間接性であり、上に行くほど健康への直接的な要因ではなくなるが、根本的な原因の解決となる。横軸は健康リスクであり、右にいくほど健康へ害のある生活を送る要因が増える。政策を行う際の対象として、青い三角で囲われた部分が最良である。なぜなら、横軸については格差の是正という点で健康リスクの高い右側により厚い対応を行う必要があり、縦軸に関しては健康の直接的な課題解決から根本的な課題解決までを漏れなく重層的にアプローチするために全範囲への対応が必要であるためである。

政策 1 : 養育費支払い義務化案

目的

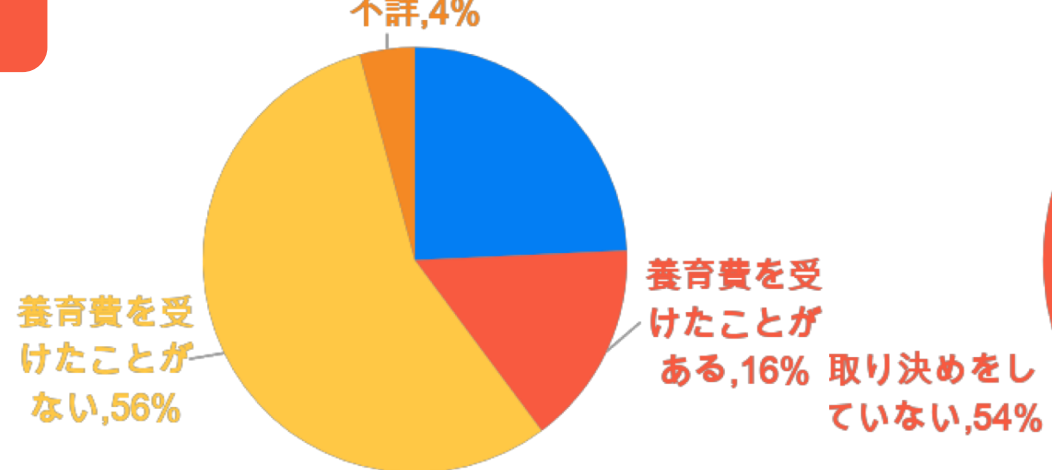
片親家庭の養育費受給割合を増やし、看護親の経済的負担を減らすことで、母子家庭に育つ子供の健やかな成長を促す。

概要

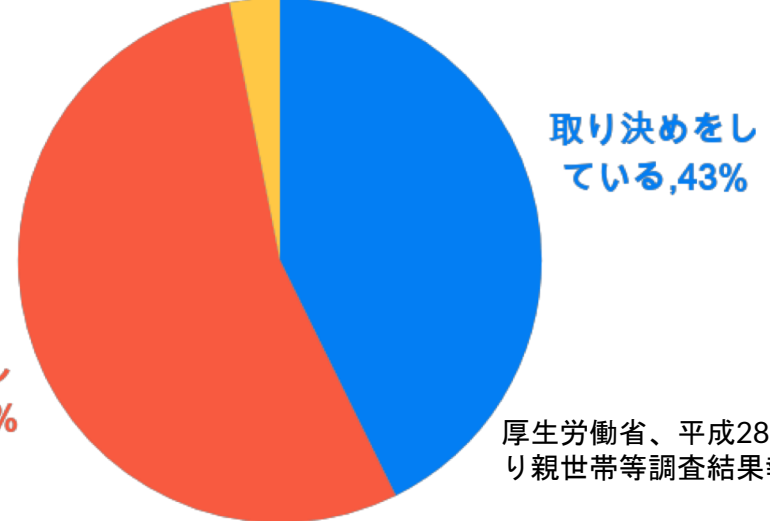
親には子供の養育を行う法的義務があるにもかかわらず、我が国の養育費支払い割合は極めて低いものとなっている。離婚時の養育費に関する取り決めは離婚協議書によるものと離婚公正証書によるものの二つが考えられるが、その違いは内容に強制力があるか否かという点である。現状の問題点は、まず養育費に関する取り決めを行なっている夫婦が少なすぎる点と、もし行なっていても多くが離婚公正証書ではなく、養育費徴収の強制力がない離婚協議書による取り決めを行なっている点である。そこで、未成年の子供がいる夫婦が離婚する際には、離婚届提出の際に養育費の支払いについて明確化した離婚公正証書の提出を義務化する。

データ

母子家庭の母の養育費の需給状況



母子世帯の母の養育の取り決めの有無



厚生労働省、平成28年 全国ひとり親世帯等調査結果報告より作成

政策 2 : 情報提供

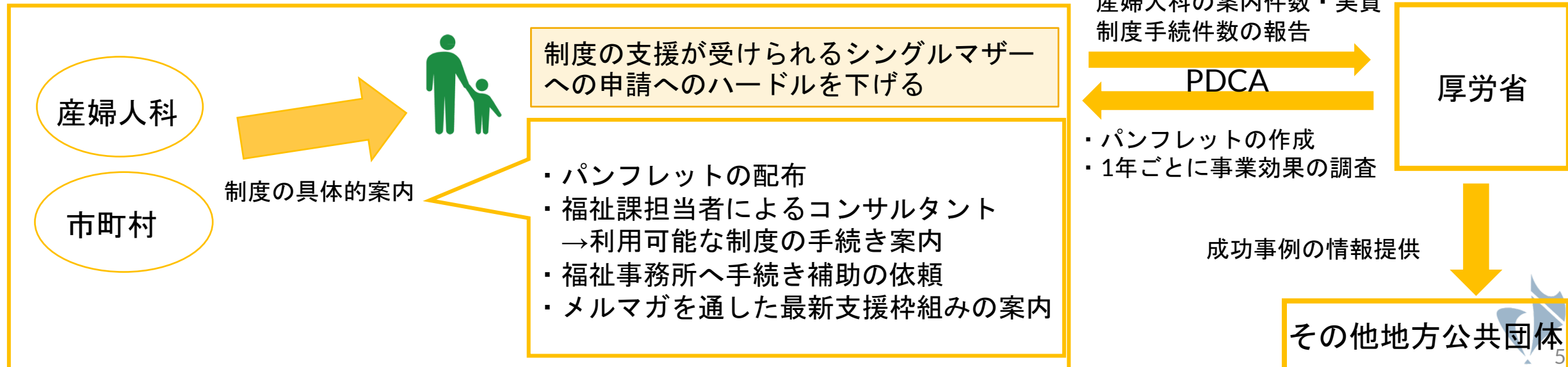
目的

上記の政策ではカバーできていない未婚母子家庭への制度的サポートの利用率を上げ、子供の健やかな生育環境を確保する。

概要

現在国は、母子家庭支援制度として経済的支援・就業支援から子育て相談による精神的サポートまで多岐にわたる支援を提供している。そしてそのニーズとなる未婚のシングルマザーの数は急激な増加傾向にある。しかしながら、制度の認知度・利用割合に難点を抱える。平成28年度、厚生労働省の調査では福祉事務所を利用したことがない割合は80.1%であり、そのうち、その存在さえ知らない人が43.2%、利用を希望しているが利用に至っていない人が約21.5%存在し、十分に既存の母子家庭支援制度が活用されていないのが現状である。（厚生労働省、平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告）そこで、産婦人科・市役所と連携しながら包括的な未婚母子家庭への情報伝達システムを構築し、喫緊の課題である健康リスクの低下に対処する。

スキーム



政策 3 : 訪問料理教室推進政策

目的

貧困家庭に育つ子どもを対象とし、栄養摂取、ヘルスリテラシー教育、社会的つながりの構築を目指す

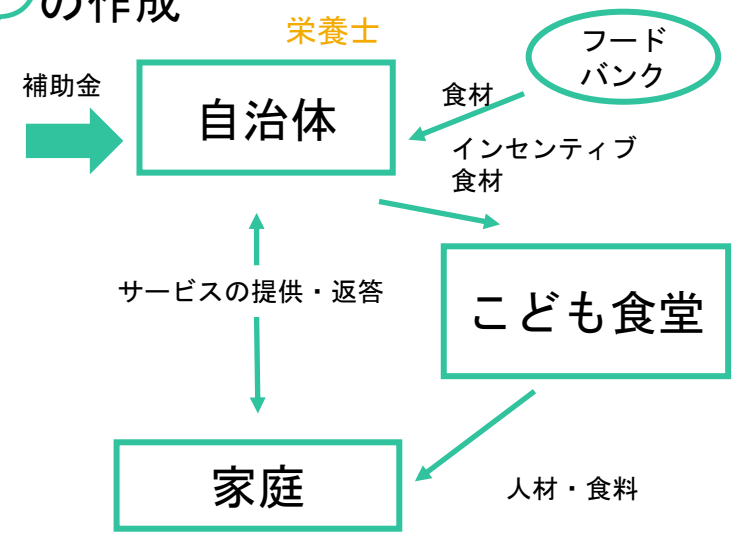
概要

訪問料理教室を推進するための補助金の交付とガイドラインの作成

スキーム

政府

<ガイドラインの内容>
①**事業内容**：1 自治体への補助金の給付、2 訪問料理教室の対象層の情報提供、3 フードバンクからの食材・食品の栄養面・衛生面の保証、4 メニューにおける栄養基準の設定、5 食材確保のためのインセンティブ設定提案、6 ヘルスリテラシー教育
②**事業評価**：こども食堂への参加率(対面のコミュニケーションから既存のサービスへ接続)



実現性&実現可能性

実効性：健康に直接的に関与する栄養に着目し、既存のこども食堂の利用することで短期的な効果を期待。
実現可能性：保健所等の栄養士による栄養・衛生面の保障。インセンティブ設定による人材の安定的確保、自治体のフードバンクからの一括購入による食材の安定的確保。

